



2022年5月16日

各位

会社名 株式会社バルカー
代表者名 代表取締役社長COO 本坊 吉博
(コード: 7995 東証プライム市場)
問合せ先 I R 室 長 遠藤 浩志郎
(TEL.03-5434-7372)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月16日開催の取締役会において、以下のとおり定款の一部変更につき2022年6月22日開催予定の第122期定時株主総会において提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 当社は、様々な産業向けに配管・機器用シール材および機能樹脂製品の製造・販売を主な事業として営んでおりますが、顧客の潜在ニーズを掘り起こし独創的な技術とサービスを融合させ、真のソリューション提供を行うために、新たな事業分野の開拓を行っております。このような実態に合わせるため、現行定款第2条(目的)を一部変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(参考書類のインターネット開示)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	定款変更(案)
(目的) 第2条 当社は下記の業務を営むことを目的とする。 1 (イ)～(ホ)(条文省略) (ヘ) 不動産の売買、賃貸借および管理 (ト)(条文省略) (チ) 建設工事の請負ならびに建設工	(目的) 第2条 (現行どおり) 1 (イ)～(ホ)(現行どおり) (ヘ) <u>動産</u> 、不動産の売買、賃貸借および管理 (ト)(現行どおり) (チ) 建設工事の請負ならびに建設工

<p>事に関する企画、設計、監理、<u>マネジメントおよびコンサルティング</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2、 3 (条文省略)</p> <p>(参考書類のインターネット開示)</p> <p>第16条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>事に関する企画、設計、監理および<u>マネジメント</u></p> <p>(リ) <u>ソフトウェアおよび情報機器の開発および販売</u></p> <p>(ヌ) <u>前各号に関連する電子商取引などインターネットを利用した各種サービスの提供</u></p> <p>(ル) <u>前各号に関連するコンサルティング、エンジニアリング、その他技術・ノウハウに関する事業</u></p> <p>2、 3 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について<u>電子提供措置をとる。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>(電子提供に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 <u>現行定款第 16 条 (参考書類のインターネット開示) の削除および変更案定款第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 条) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条 (参考書類のインタ</u></p>
--	--

	<p><u>一ネット開示)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2022年6月22日
定款変更の効力発生予定日	2022年6月22日

以上